

阿南工業高等専門学校被服貸与規則

(平成16年4月1日)

(規則第57号)

(目的)

第1条 阿南工業高等専門学校における被服の貸与については、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則によるほか、この規則の定めるところによる。

(貸与)

第2条 被服の貸与は、別表第1に定めるところによる。

(被貸与者の義務)

第3条 被服の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、その職務を能率的に遂行するため、特別の理由がある場合を除いて、勤務時間中は常に貸与を受けた被服を着用しなければならない。ただし、帽子、安全靴、ヘルメット及び合羽については、必要と認められる場合に着用するものとする。

2 被貸与者は、被服を交換、転貸、又は原型を変更してはならない。

3 被貸与者は、自ら洗濯、補修等を行うことにより、常に被服を清潔、安全な状態に保たなければならない。

4 被貸与者は、故意又は重大な過失により被服を著しく損傷又は紛失したときは、速やかに物品供用役に届出を行わなければならない。この場合において、当該届出を受けた物品供用役は物品管理役に通知するものとする。

5 物品管理役は、前項の通知を受けたときは、通知のあった被服の使用状況について調査を行うものとする。この場合において、被貸与者に故意又は重大な過失があると認められる場合は、弁償を命ずるものとする。

(被服の返戻)

第4条 被貸与者は、貸与期間が経過したとき、又は退職等により貸与対象者でなくなったときは、速やかに被服を物品供用役に返戻しなければならない。

(被服の点検)

第5条 物品供用役は、毎年度末に貸与中の被服の点検を行うものとする。

(被服の交換)

第6条 物品供用役は、被服の消耗が著しく、使用することが適当ではないと認められるときは、被服の交換を行うものとする。

(被服貸与簿)

第7条 物品供用役は、別表第2の被服貸与簿を備え、被服の貸与状況を明らかにしておくものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校被服貸与規程(平成13年3月7日規程第9号)は、廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

貸与対象者	被服の種類	貸与期間	員数	形式等
技 術 室 員	作業服夏用	3 年	2	半袖、長ズボン
	作業服冬用	3 年	2	長袖、長ズボン
	帽 子	3 年	2	キャップ型
	安 全 靴	6 年	1	
学 生 係 員 (看護師に限る。)	白衣 夏用	3 年	2	半袖
	白衣 冬用	3 年	2	長袖
施 設 係 員	作業服夏用	3 年	2	半袖、長ズボン
	作業服冬用	3 年	2	長袖、長ズボン
	ヘルメット	5 年	1	A B S または P C 製
	安 全 靴	6 年	1	
	合 羽	3 年	1	

被服貸与簿

使用者名

種	類	貸 与 日	受領印	返 戻 日	確認印	備 考